

第3-17表 公共職業安定業務

Table 3-17: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練, 就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行, キャリア交流プラザ, 求人開拓) 民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託, 失業等給付受給者に対する就職支援セミナー等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウイスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者向け支援プログラム:エンプロイメントゾーン 失業率が特に高い地域において, 公共職業安定機関が選択した(1)就職意欲の喚起, (2)カウンセリング, (3)職業紹介, (4)就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。なお, 2009年10月より導入された「フレキシブル・ニューディール」(若年・成人長期失業者向けプログラム)に移行中。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン 失業後4か月経過しても就職できない失業者が希望する場合, 公共職業安定機関は, 民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。(同制度を2010年12月末まで延長, 最大2,500ユーロまで)
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお, 2009年1月より, ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され, 名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を, 民間に委託することもあ
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に, 失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

資料出所 内閣府官民競争入札等監理委員会第6回公共サービス改革小委員会(2007年4月12日)資料, フランス雇用局(Pôle emploi)ホームページ等により労働政策研究・研修機構作成

(注) 欧米先進国(オーストラリアを除く)において, セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は, 「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や, 公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお, オーストラリアには, そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく, したがって, 公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが, 例外的に, 生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して, 公的支払いが行われる。